

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第11回）

議事録

- 1 開催日時：令和7年6月4日（金）14：00～16：00
- 2 開催場所：WEB会議
- 3 議題
 - ・ 建設工事等の入札参加資格審査に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台について
 - ・ 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台について
- 4 議事概要
 - ・ 事務局から資料1に沿って、建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の作成に当たっての考え方を説明。その後、資料2、3（建設工事等）及び資料4、5（測量・建設コンサルタント）により、申請項目・必要書類のたたき台について、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

- 建設工事等の申請項目・必要書類のたたき台について
(資料2-項番5「業者種別」についての意見)
 - 提出書類の確認等の審査手続きの観点から、法人か個人かの区分については、フラグとして明確に設定されている方が作業しやすい。また、商号名の入力のみの場合、「(株)」等を入力しない事業者も想定され、法人と個人の見極めが困難となることが懸念される。
 - 法人の中でも、経常JVや官公需適格組合、一般の法人等によって総合評定値や客観点、主観点等の計算方法が変わる可能性があるため、後続の計算方法が異なるものについては、フラグ分けがある方が処理しやすいのではないか。
- (資料2-項番14「入札・契約事務連絡先」についての意見)
- 「入札・契約事務連絡先」は、入札だけでなく調達事務全般で使用している名簿となっており、見積りの依頼や電子契約の締結など、多岐にわたって利用している。

- 本団体では、事業者への連絡は「本社電話番号」で対応している。架電した際に、契約担当者への転送が必要となることもあるが、別途「入札・契約事務連絡先」を設ける必要性は特段感じられない。

(資料2-項番16「主たる事業の種類」についての意見)

- 本団体で使用しているシステムは、建設工事等、測量・建設コンサルタント等、物品・役務等を同一のフォームから申請する仕様のため、どの業種であっても「主たる事業の種類」の入力を求めている。また、事業者の中小企業判定等に使用している項目であり、建設工事等の申請を行う事業者であっても、主たる業種が建設業ではない場合もある。

(資料2-項番17「営業所情報・受任者情報」についてのご意見)

- 従たる営業所であるか否かの判別が分かるようにしていただきたい。

(資料2-項番20「経営事項審査情報」についての意見)

- 「経営事項審査情報」は、基本的には申請者に入力を求めず、経営事項審査のデータを連携して申請者に示し、申請者が確認する項目となっている。
- 「経営事項審査情報」は公表されている情報ではあるが、データ連携を行っていないため申請者に入力を求めている。また、本項目を入力することで、自動でランク付けが行われる仕様となっている。本項目とあわせて、工種等の入力と経審の写しの提出を求め、審査側で照合している。

(資料2-項番21「技術者情報」についての意見)

- 技術士法に基づく技術士の資格については、客観点数や総合点数の計算にあたり、技術部門ごとで点数の定め方が異なるため、技術部門単位での入力を求めている。
- 技術者情報の1級、2級の区分けにより格付けの等級を決めているため、申請項目の共通化により区分けが確認できなくなると、格付けに支障が生じる可能性がある。
- 格付要件の中に技術者要件を設定しており、1人1業種までの配置としているため、個別の技術者情報を求めて、重複がないかの確認をしている。
- 入札の際の申請書に記載する技術者情報と入札参加資格申請の内容とを照合するために、個別の技術者情報を求めている。

(資料2-項番22「経営状況(直前決算時)」についてのご意見)

- 本団体では、物品・役務等と同じフォームで申請する仕様ため本項目が存在しているが、建設工事等のみであれば不要かもしれない。

(資料2-項番29「障害者法定雇用率の達成状況」についてのご意見)

- 法定雇用率の達成により加点するのではなく、障害者の雇用優良事業所等の受賞履歴等で加点する方法もあるかもしれない。

(資料2-項番33「新規学卒者の雇用状況」についてのご意見)

- 本団体では、入札参加資格審査で加点する新規学卒者の採用期間は直近4年間と設定している。経緯は不明だが、建設業において早期離職が多い傾向にあるところ、早期離職を防ぐ取組に対して評価をするためと考えられる。一方、厚生労働省のユースエール認定制度が経営事項審査の加点対象となっており、入札参加資格審査において今後も「新規学卒者の雇用状況」を加点対象とすべきかは検討の余地がある。

(資料2-項番40「工事経歴」についてのご意見)

- 「工事経歴」から年度別の完成工事の有無を確認しているのみであり、必ずしも本項目は必須ではないと考える。別途、経営事項審査の受審時に提出する別表1(工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高)の提出を求めれば足りると考える。

(資料2-項番41「社会保険・労働保険加入状況」についてのご意見)

- 建設業許可を受けている事業者であれば本項目は不要としても問題ないが、入札参加資格の登録において、建設業許可を取得していない事業者の申請を受け付ける場合は設定が必要と考える。

(資料3-項番2「納税証明書その3の3(国税)」についてのご意見)

- 平成9年度に、国税庁から地方公共団体に対して証明書の添付を求める協力要請があった。また、平成10年度会計検査院検査報告においても、「国税庁から自治体に対して、証明書を添付資料として提出させることを強く要請すべき」という旨の意見が出されて

いる。この点についても、申請項目の共通化に際して検討すべきではないか。

(資料3-項番22「総合評定値通知書の写し」についてのご意見)

- 入札参加資格審査申請の随時受付を毎月行っており、総合評定値通知書の審査基準日と入札参加資格審査時点の乖離を防ぐため、有効期間内で最新の書類の提出を求めている。

(資料3-項番23、24「経営事項審査申請書等の控え」及び「工事経歴書」についてのご意見)

- 各年度別及び業種別の完成工事の有無を審査要件の一つとしているため、根拠書類として提出を求めている。他団体では、完成工事高を審査に活用しているところもあるため、申請項目及び必要書類の双方を求めることが現段階では望ましいと考える。
- 各業種の点数を算出する上で実績高の確認等をしているため、根拠書類として提出を求めている。

(資料3-項番28～30、32「ISO関係登録証」、「エコアクション21認証・登録証」及び「防災協定書又は契約書の写し」についてのご意見)

- 審査にあたり、基準日時点で有効かを確認するために書類の提出を求めている。
- ISOやエコアクションで経営事項審査の加点を受けている事業者については、団体の主観点では加点しないといった取扱いをしているため、書類の提出を求めている。

➤ 測量・建設コンサルタント等の申請項目・必要書類のたたき台について

(資料4-項番19「登録等を受けている事業」についてのご意見)

- 希望する事業だけでなく、登録等を受けている事業全ての入力を求めてもよいと考える。選択項目でなく、共通項目でもよいのではないか。
- 法律等に基づく登録については、申請項目として入力を求め、確認を取っている。本団体においては、不動産鑑定や土地家屋調査等は、測量・建設コンサルタントではなく、物品・役務等の入札参加資格において手続きをしている。これらの分類については、整理する必要があると考える。

(資料4-項番23「営業経歴」についてのご意見)

- 本団体においては、「営業経歴」は設立年月日から起算するよう設定しているが、希望する事業を開始した年月日からの起算でも支障はない。
- 「営業経歴」については、項目自体がなくても支障はない。

(資料5-項番20「技術者の資格者証」についてのご意見)

- 基本は提出を求めておらず、別途提出を求めている「技術者名簿」を申請主義で確認し、疑義等があれば「技術者の資格者証等」の提出を求めている。

(資料5-項番21「技術者名簿」についてのご意見)

- 部門別の評点を算出する上で技術者の人数等を確認する必要があるため、提出を求めている。
- 提出を求めているものの、入札参加の際に技術者資格証の提出を求めている案件もあり、資格審査の際に提出を求める必要性は低いと考える。

(資料5-項番24「実績調書」についてのご意見)

- 具体の事業者の業務内容を確認する他、指名競争等の入札で業者を選定する材料として使っている可能性がある。

➤ その他のご意見

- 共通システムにおいて建設業許可等の情報をどの程度バックオフィス連携できるか否かで共通化のやり方が変わってくる。これらの項目は、廃止するか否かを考えると同時に、どの情報を連携できるかということも並行して考える必要があるのではないかと。
- 建設業許可を持たない事業者の扱いをどのようにするのか。中小事業者の受注機会の考え方が団体によって異なっている可能性があるため、調整する必要があるのではないかと。